

# 第38回海匠圏域障害者部会 議事録

日時：平成24年9月21日（金）10時～11時半

会場：さわやかホール

参加者：岡根（銚子市障害福祉課）、森田（旭市社会福祉課）、加瀬、大木（旭家政婦紹介所）、志村（たむら記念病院）、熱田、野村（在宅介護支援センター太陽の家）、影山（ニチイケアセンター八日市場）、伊藤静、山口弘、野口、鈴木、小川雅、小川俊、遠藤、伊藤ノ、細田、渡辺秀、山口恭、平野、丸山、渡邊美、行方（楽天堂）、宮内（にじの家）、福島（東総就業センター）、英、丸山（海匠ネットワーク）

（順不同・敬称略）

## 1、開会

## 2、講演 「ホームヘルパーとして気をつけていること～精神障害者支援～」

講師 ロザリオ訪問介護事業所 サービス提供責任者 石毛 美津子 氏

資料をもとに説明

### 1. 概要

ロザリオ訪問介護事業所は、ホームヘルパーの派遣（在宅支援）を行なっている。施設の職員と違いは、1対1の支援となることが在宅ヘルパーの特徴ともいえる。今回は専門的なことではなく、ヘルパーとして経験したことや日頃、気をつけていることを中心に、お話をさせていただく。

#### ア、制度

- ・介護保険を利用している方（身体介護または生活援助）
  - ・年齢（65歳）で、介護保険が優先される。
  - ・この場合、精神障害とともに身体的な理由で介護が必要となり、認定を受ける方が対象になることが多い。
  - ・また、（障害者自立支援法での自己負担は、ほぼ無料なため）介護保険に移行し、利用すると1割負担となり、経済的負担が課題となる方もいる。
  - ・介護者である家族が精神疾患を伴う方の支援ケースがある。
- ・障害者自立支援法では「行動援護」（現在、当事業所では知的障害の方への支援中心）。
- ・「居宅介護」で対応の精神障害者の支援は、家事援助として利用する方が多いが、『見守り』支援が非常に重要であり、有効であると感じる。
- ・加えて「（地域生活支援事業の）移動支援」のニーズ高く、有効であると感じる。このようなサービスが介護保険にはない。

イ、利用状況

介護保険（既往歴などで統合失調症、うつ、妄想性障害のある方等も含まれる）

障害者自立支援法（精神障害者の方のヘルパーのニーズは高い）

触法精神障害者への支援（医療観察制度概要について）

刑を終えた人への支援

ウ、連携（どこからケースが持ち込まれるか）

相談→面接→契約→支援開始

契約時に気をつけていることは、ヘルパーとして「できること」「できないこと」をできるだけハッキリ伝えるようにして、ヘルパーの理解を深めてもらうようにしている。

2. 疾病上の特性（支援上で気づいたこと、気をつけていること）

※「どうしてその現象が出ているのか」という視点を持つようにしている。

ア、                    ストレスに極端に弱い

震災による影響や、家族環境の変化。

心配事があると頻回な電話相談、ヘルパー変更への不安など、生活の変化や体調変化としてみられることもある。

イ、応用が利きにくい。

料理などヘルパーの手順でも違うと混乱することがある。

ウ、こだわり。

食事の献立は数種類で、これを繰り返し希望される方が多い。

偏った食事内容への助言やサポート

何度も同じことを確認する、保清への助言など

エ、近所付き合いが苦手な方

ゴミ出しなど近隣との生活上のルールを守るには。

深夜に電話するなど、生活上のマナーなどの助言など。

3. 報告や連携の際に必要な注意点

ア、生活リズムが崩れそうな時の察知と早期対応

昼夜逆転、深夜の外出など食生活の乱れ。日中（昼間）の支援時には熟睡している。食生活の変化（過食、絶食）。落ち着かない様子、など。

イ、言動の変化

ウ、生活面の変化

エ、薬が飲めているかどうか。

オ、お金の管理

カ、室内の整理整頓などの変化または支援について

キ、 ご家族とのかかわりに変化

ク、 表情の変化

#### 4. ヘルパー支援時の留意点

ア、 個人的な興味であれこれ聞かない

イ、 清掃後、移動した物は元の場所へ

ウ、 ヘルパーの意見を押し付けない

エ、 すぐに効果を求めない

ヘルパーがついやってしまう。ことは避けること

ご本人が動き出すまで待つことも大事。等

オ、 ヘルパー自身もあわてず対応できる。

カ、 普通に接する

普通の会話を大切に。

自分自身でできること、できないこと、ヘルパーとしてできることできないことを時々、確認することも大事。

#### 5. 課題、問題点

ア、 障害のケアマネジャーが少ない（少ない）。

イ、 ヘルパーとの相性やヘルパー交代時の対応について。

複数のヘルパーが関われない場合や、担当ヘルパーが不在時どうしたら良いか。必要な時間帯に集中する、あるいは、特定のヘルパーに希望が集中してしまう。

イ、 金銭管理への支援

ウ、 他問題への対応

エ、 介護保険にくらべ単価が低い

精神障害者への家事援助は難しく、業務の時間や手間を必要とする業務である。業務の手間の割には単価が低い印象がある。

見守り支援が重要である一方で、その業務への評価(報酬)が適切か？

オ、 精神障害者への支援には消極的なヘルパーが多い

漠然とした難しさ(印象)など分かりにくい点、評価されにくい点。

評価されにくいため、あまり受けたがらない。

研修を受けてもよく分からない。など

#### 質疑応答、意見交換など

- ・ 介護保険制度全体の中でのヘルパーの位置づけや役割の確認
  - ・ 障害者自立支援法サービス全体の中での世話人やヘルパーの位置づけ、役割の確認
  - ・ 頻回の電話があった場合への対応はどうしているのか？
- ほとんどがご本人からの電話が多い。ヘルパーだけが入っている（相談支援事業所など

がない)方は、どう対応していくかが課題。

全体の連携システムだけではなく、事業所として考える必要もある。

- 同居家族がいる方の料理や清掃を要求される場合の対応は？

原則、本人だけの食事しか作れないため、例えば、少しだけ多めに作ることも。

- 触法精神障害者への支援について

実際には普通の支援であり、他の方と何ら変わらない。

また、ヘルパー自身が普通に支援できるには、関係者との連携が重要。連携機関のサポート体制を整備してから支援開始する必要がある。

以上